

# 【概要】第2期立山町空家等対策計画

## 第一 空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針 ※(1)

### 1. 所有者等による管理の原則 ※(4)

- 空家等の管理は所有者等が自らの責任で適切に行うのが原則（空家法第3条）
- 所有者等の管理責任が全うされず、不特定多数の町民を危険から守るために町は所有者等に適正な管理を促す

### 2. 特定空家等の増加の抑制

- 周辺環境に悪影響を及ぼす特定空家等の増加を抑制するため、
  - 空家等を適正に管理する重要性、空家が周辺にもたらす諸問題等の周知を図る
  - 庁内の体制を整備し、相談窓口の充実を図る
  - 対策に必要な条例の改正等を検討する
  - 空家等の情報提供を移住希望者等に行うなどによる、活用促進を図る

### 3. 措置内容等の透明性及び適正性の確保

- 個々の事案ごとに必要かつ合理的な措置を検討する

### 4. 計画期間 ※(2)

- 令和2年12月から令和7年11月までの5年間

## 第二 空家等の実態及び計画対象地区 ※(3)

### 1. 空家等の実態

- これまで2度にわたり空き家実態調査を実施
- 長期不在とみられる家屋、第三者へ危害を及ぼす懸念がある家屋等が本町全域に存在することを確認
- 今後は概ね5年ごとに実施（令和3年度予定）

### 2. 対策を実施する地区

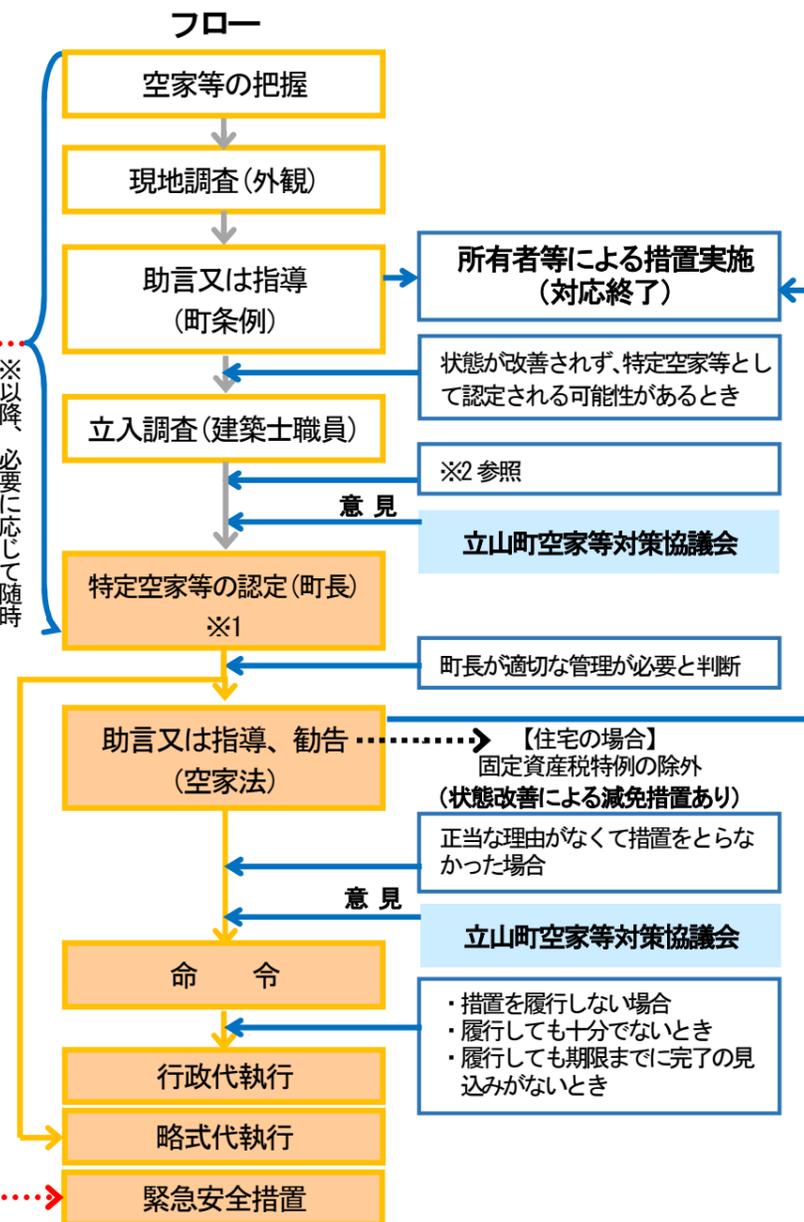
(1) 対象地区 本町全域

### (2) 重点対象地区

小中学生が多数通行する通学路等



## 第三 空家等に対する措置 ※(6)



※1 特定空家等の認定の際の判断は一律のものではなく、当該空家等の立地環境等地域の特性や、気候条件等地域の実情に応じ、特に、犯罪の温床となる可能性や、子どもの遊び場となる危険性について考慮し、個別に判断する。

※2 【特定空家等の判断の参考となる基準（ガイドラインより）】

- ・倒壊等危険となるおそれのある状態
- ・衛生上有害となるおそれのある状態
- ・景観を損なっている状態
- ・周辺の生活環境に影響がある

## 第四 空家等の利活用、除却等に対する取組 ※(5)

### 1. 利活用促進体制等の整備

- 立山町空き家情報バンク
- 移住・定住ホームページ
- 空き家相談窓口 ※(7)
- ※総合的な相談にも対応できるよう窓口の充実を図る。

### 2. 利活用する者への支援等

- 定住コンシェルジュ

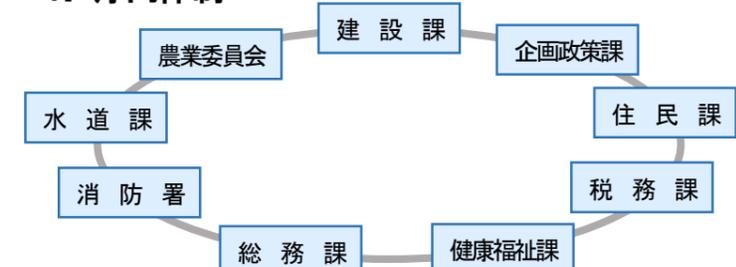


定住コンシェルジュによる東京・有楽町での定住セミナー

- 立山町移住定住事業補助金（リフォーム・増築等の工事費補助（上限110万円））
- 木造住宅耐震診断・改修支援（耐震診断の支援、耐震工事費2/3補助（上限100万円））
- 町施策（移住・定住促進、地域活性化）による利活用
- NPOや自治会などの利活用支援
- 立山町空き家除却支援事業補助金（空き家の除却費1/2補助（上限50万円））
- 空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金（上限20万円）

## 第五 空家等対策の実施体制 ※(8)

- 立山町空家等対策協議会
- 立山町空家等対策検討委員会
- ワーキンググループ
- 庁内体制



※（数字）：空家法第6条第2項の規定による空家等対策計画に定める事項（号番号）